

皇學館論叢 第五十卷第五号
平成二十九年十月十日

戦時下の秋田市長選挙

伊藤 寛 崇

□ 要 旨

鈴木安孝市長の任期満了に伴う後任市長の選出は市会第一党の立憲民政党（以下、民政党）の主導で展開されるものと思われたが、立憲政友会（以下、政友会）は貴族院多額納税者議員辻兵吉の斡旋にも応じずあくまで鈴木再選を目指したため統一候補者の擁立には至らなかった。はじめ民政党が擁立した秋田市出身で元大蔵省主税局長の青木得三が市長に選出されたものの全会一致でないことを理由に受諾を拒否したため、市長不在期間が長期化することを懸念した県は地方課長の武末辰雄を市長職務管掌として派遣する異例の事態に直面した。最終的に県や政財界の働きかけによって元秋田県警察部長の村地信夫が市長就任に応じ四カ月ぶりに秋田市政は正常化した。

村地は大秋田市の建設（周辺町村の編入合併）や市営交通事業の拡大などに辣腕を發揮し、誰もが長期市政を担うことを予想したが就任わずか二年八カ月で急逝した。戦況の悪化によりすぐには後任市長の選出ができず、翼賛選挙後に県出身の町田忠治や水野鍊太郎らの助力が奏功して前京都市長の加賀谷朝蔵をスムーズに選出した。

□ キーワード

市制 市長選挙 立憲民政党 立憲政友会 移入候補 受諾交渉

はじめに

戦前期における市長は有権者が直接に投票によって選出する直選制ではなく、市会で議員の投票によって市長候補者を選出する複選制が採られた。市制（明治二十一年四月十七日法律第一号）第五十条「市長ハ有給吏員トス。其任期ハ六年トシ内務大臣市会ヲシテ候補者三名ヲ推薦セシメ上奏裁可ヲ請フヘシ。若シ其裁可ヲ得サルトキハ再推薦ヲ為サシム可シ。再推薦ニシテ猶裁可ヲ得サルトキハ追テ推薦セシメ裁可ヲ得ルニ至ルノ間内務大臣ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ市費ヲ以テ官吏ヲ派遣シ市長ノ職務ヲ管掌セシム可シ」の規定により、市会では市長候補者三名を選出し、内務大臣の上奏裁可を経て市長を決定した。第一回秋田市長選挙は明治二十二年四月一日の市制施行直後の五月十三日に秋田倶楽部で実施され、第一候補に小泉吉太郎（一五票）、第二候補に御代弦（二三票）、第三候補に山本安分（決選投票で一七票）を選出した。翌十四日、初代秋田市会議長泉田政成から内務大臣松方正義宛にこの結果が上申され、上奏裁可を経て二十七日に第一候補の小泉が初代秋田市長に就任した¹。市長の任期ははじめ六年とされたが、市制の改正（明治四十四年四月六日法律第六十八号）によって四年に短縮された（第七十三条第一項）。さらに、選出方法についてもその後の改正（大正十五年六月二十四日法律第七十四号）によって市会で一名を選任する方式に改められた（第七十三条第二項）。そのため市長の選出に当たっては民政党と政友会の二大政党が対決するケースも見られ、秋田市では鈴木安孝市長の任期満了（昭和十三年十月二十七日）に伴う新市長の選出をめぐって市会が紛糾し、四カ月にわたって市長不在の異例の事態に直面した。

さて、これまで市制については山中永之助氏や田口昌樹氏による制度史研究によってその変遷過程が明らかとなっ

ており、また阿部慶徳氏は御代弦市長の下で実現した秋田市上水道事業を事例として明治二十一年から四十四年の市制下において市長が強いリーダーシップを発揮して市政運営を行ったことを解明した。^③ こうした大きな成果がある一方で、市の運営管理者である市長選出の実態については自治体史等で断片的に確認できるものほとんど研究の対象とされてこなかったのが現状である。

本稿では戦時体制下の秋田市会で発生した新市長選出に伴う紛糾と収拾の過程について、新聞二紙『秋田魁新報』および『東京日日新聞秋田地方版』の報道記事から考察したいと思う。

一 候補者の選定

鈴木安孝市長の任期満了に伴う市長選挙は昭和十三（一九三八）年十月に予定されていたが、二大政党ともに後任候補者の選定が大幅に遅れ九月中旬に至っても大きな動きが見られなかった。四年前の市長選挙では最大会派である政友会の推薦によって鈴木が一七票を獲得し、民政党推薦の田中隆三元衆議院議員に二票差で競り勝ち第八代秋田市長に就任した。今回の市長選挙の最大の焦点は鈴木市長の再選あるいは新たな候補者擁立のために二大政党が歩み寄れるのかどうかということであったが、前回とは状況が大きく異なり市会のキャスティングボートを握っていたのは前年四月の市会議員選挙で最大会派に躍り出た民政党である。^④ 鈴木市長退任直前の市会構成（定数三五名、欠員一名）は次の通りである（◎は議長、○は副議長）。

◆ 民政党（一八名）

○野口周治郎、工藤吉太郎、辻兵太郎、小貫太郎、佐野良太郎、森川末吉、藤沢藤之助、貝沼重吉、近江金治、坂

戦時下の秋田市長選挙（伊藤）

本八十治、◎片屋永之助、飛田権太郎、酒井英次郎、深浦宗寿、松村純三、吹浦忠治、佐藤信三郎、千葉松蔵
◆政友会（二一名）

佐藤末松、栗原源蔵、三浦辰五郎、小川小一郎、岡部秀温、小山章、小西伝助、千蒲信一郎、佐藤鉄治、中泉勝次郎、稲見武彦

◆社会大衆党（二名）

古沢斐、三浦雷太郎

◆中立（四名）

高橋唯雄、江畑頭、荒沢永吉、佐々木惣一郎

民政党内には議長の片屋永之助派（自重派）と副議長の野口周治郎派（尖鋭派）が存在したが、このうち野口派は反鈴木市政の立場をずっと取ってきた経緯から「実市民として実業に従事する人の中から専任」すべきことを強調して党内の結束を固めようとした。⁽⁵⁾一方の政友会は現状維持派、すなわち鈴木再選を支持する議員が多数を占めていたものの民政党尖鋭派の動向によつてはこれに同調する議員が出てくる可能性があった。

十月に入り、鈴木市長の任期満了二週間前になつても依然として後任候補者の動きは表面化しなかつたが、民政党内ではどのような人物が新市長にふさわしいのかその基本方針が示された。⁽⁶⁾まず野口派からは、

①市債の多い秋田市を背負ひ建設期の大秋田市に対処し得る人物たること

②付近町村合併問題に善処し得るに足ること

③生産都市建設に実践し得る適材たること

の三つを条件として、貴族院多額納税者議員の辻兵吉と秋田商工会議所会頭の石川信助を名誉市長として擁立する案

が挙がったものの実現性に乏しいとの意見が大勢を占めた。一方、片屋派では「現市長以上の人材がありとせば何時でも当然纏まるが、まづ代議士級が少くとも総務部長以上でないと駄目だ。しかも郷土に関係ある人でなければいけない」として結局は鈴木再選を支持する意向を示した。

各派の対応が定まらない状況の中で、二十二日、鈴木市長は市長改選のための市会を二十五日に開くことを通達した。⁽⁷⁾ これを受けて民政党は二十三日夜、秋田市上肴町（現大町一丁目）の高西旅館に市会議員一八名が出席して対応を協議した。野口派は鈴木市長の財政方針の緩慢を理由に反鈴木木の立場を鮮明にしたが、これを党の総意と見るのは時期尚早として結論が出なかった。翌二十四日午後一時から党支部でこの問題を再協議し（一六名出席）、最終的に各派から九名の銓衡委員を選出して、後任市長の推薦を一任することに意見がまとまった。⁽⁸⁾ 政友会でも二十三日に市会議員八名が出席してこの問題が話し合われ、満場一致で鈴木市長を支持することが申し合わされた。⁽⁹⁾ 一方、中立議員六名の中にも現市長派が数名見受けられており、混沌とした状況の中で改選市会を迎えようとしていた。二十五日午後四時から始まった市長の改選市会（三四名出席、欠席一名^{三浦}）は、まず中立の江畑から「投票即決論」の動議が提出されたが賛成わずか六名で否決され、次いで民政党の深浦から「銓衡委員付託」の動議が出され、こちらは賛成多数で可決し、各派から指名された合わせて十一名の委員によって審議されることになった。⁽¹⁰⁾ 銓衡委員に指名された議員は次の通りである。

◆ 民政党（七名） 〓 片屋永之助、野口周治郎、佐野良太郎、酒井英次郎、深浦宗寿、工藤吉太郎、飛田権太郎

◆ 政友会（三名） 〓 佐藤末末、栗原源蔵、小山章

◆ 中立（二名） 〓 高橋唯雄、

その後、間もなく任期満了を迎える鈴木市長が最後のあいさつを述べた。

私の任期もあと二日を余すのみであるが、市長の任期中大過なく過し得たのは各位並市民の御援助の賜と感謝してゐる。只小生不敏御期待に添ひ得なかつたことは遺憾である。秋田市も産業方面の発展に依つて大秋田市への飛躍の時期であり此際人格、手腕、力倆のすぐれた真に大秋田市を背負ふに足る新市長を選んで将来の発展に備へて戴きたい。秋田市会は伝統的に円満に運行して来たと思ふ。新市長を迎へるに当つてもこの美風を以て満場一致選ぶことが必要と思ふ。市会は円満協調してやつていくべきであり、この点私の体験から一言申述べさせて貰ふ次第である。今迄の各位並市民の御好意に対して感謝する。

さて、散会后すぐさま行動を起こしたのは荒沢、古沢、高橋、江畑、佐々木、森沢の六名の中立議員である。市内で後任市長問題を協議し、秋田鉱山専門学校長の平野通也を推薦することで意見が一致し、委員の高橋を通じて銓衡委員会に諮ることになった。⁽¹¹⁾

二 青木得三の選出

1 銓衡委員会の設置

第一回銓衡委員会は鈴木市長の任期満了翌日の二十八日午前一〇時から開かれ（二一名全員出席）、新市長の候補者として民政党からは前日に支部で推薦することを決定した井上広居元市長、政友会からは鈴木前市長、中立からは平野秋田鉱山専門学校長の名前が挙がつたが、この日の協議では候補者の一本化には至らず正午に散会した。⁽¹²⁾ 民政党が敢えて井上を擁立するに至つたのは四期十六年間秋田市長を務めた実績と安定感から片屋派と野口派の意見が一致し、政民協調の環境作りを構築しようとしたためである。

銓衡委員会での協議が不調に終わったことは直ちに県幹部の知るところとなり、早期に市長を選出するよう通牒を發し、武末辰雄地方課長は今後の状況次第では市長職務管掌を派遣する用意があることを示唆した。⁽¹³⁾

第二回銓衡委員会は三十一日午後二時から開かれたが（二一名全員出席）、民政党が前回提示した井上元市長擁立案に政友会が同調する動きを見せたものの意見がまとまらずわすか一〇分余で散会した。⁽¹⁴⁾

第三回銓衡委員会は十一月四日午後二時から九名が出席（二名欠席＝佐野・栗原）して開かれたが、冒頭中立の高橋から「将来市政の円満運行を慮つて市長は満場一致で推すべきだと思ふ。我々は此際多数である民政派の推す井上広居氏を満場一致で市長に選ぶのが至当だと思ふ。政友派の諸君も此点に向つて善処されては如何」と井上元市長擁立案に賛成する意向が示され、同調を求められた政友会の小山は「私一個人の考へで諸否を云ふ訳にいかない。同志と計つて何分の返答をする」と述べるに止まった。⁽¹⁵⁾ こうして中立が民政党案に同調することで絶対的多数が形成されることになり、後任市長問題が一気に解決できるのではないかという期待感が広がった。この動きに対応して政友会は七日に井上元市長擁立案に賛成するかどうかの話し合いを行おうとしたが、出席者はわずか六名にすぎず、しかも重鎮である栗原が欠席したために方針を決定することができなかった。⁽¹⁶⁾

第四回銓衡委員会は十一日午後二時から不気味な雰囲気の中で開会し（全員出席）、はじめに政友会の小山から「民政派の推薦する井上氏に対しては市のため賛成出来ない」と反対の意志が明確に示されたために政民協調はあつけないと頓挫してしまつた。ところが、間髪を入れずに同党の栗原から「井上君は決して、ないと思ふから賛成出来ない。鈴木前市長を推薦したいから賛成してもらひたい」と逆に同調を求められ、予想外の展開に民政党は動揺し明確な返答ができなかつた。しかも先に井上元市長の擁立案を支持した中立の高橋からは「われわれははじめから中立の立場として委員会の円満協議をはかるため第三回委員会において政友が民政派の井上氏に合流するなら中立も合流したい

と述べたがその協議は破れた。鈴木氏に対するわれわれの態度はすでにきまっております」と今度は政友会案に同調される有様だった。¹⁷ こうして委員会の主導権は栗原の一言で民政党から政友会に動いてしまったことになる。

民政党は直ちに善後策を協議し、政友会主導の流れに変わってしまったことからこのまま井上元市長擁立に拘り続けるメリットは何もないとして方針転換もやむを得ないとし、場合によっては適任者を県外から擁立する選択肢もあることで意見が一致した。¹⁸ こうして民政党が新たな候補者として擁立を検討し始めた人物は秋田市出身で元大蔵省主税局長の青木得三だった。実のところ青木擁立案は鈴木市長在任中から民政党の一部の間で検討されていたが、¹⁹ 複雑な党内事情が絡んで立ち消えとなっていた。

さて、この青木市長実現のために奔走したのは一時自身も後任候補者として名前が挙がった貴族院多額納税者議員の辻兵吉である。辻は十三日に鈴木前市長を訪問して、再選出馬の辞退を勧告し、満場一致で青木を迎えるべきことを説いた。これに対して鈴木は青木擁立案に賛成の意志を示したものの、政友会の意向も絡んでいることから相談した上で返答すると述べるに止まった。²⁰ さらに、在京においても後任市長問題は大きな関心事となり、遠山竹二郎外在京県人有志は中央での運動を秋田市会に反映させたいとして郷土の大先輩である町田忠治、水野錬太郎、川村竹治を訪問して意見を求め、三人ともに青木擁立案に賛同した。²¹

第五回銓衡委員会は翌十四日午後二時から開かれる予定だったが、片屋、野口、小山、佐藤（末）、高橋のわずか五名しか出席しなかったことから流会した。鈴木前市長の推薦をめぐる意見がまとまらなかった民政党としては多くの委員の欠席はやむを得ないとしながらもその内実は「満場一致青木氏の当選を策して政友との正面衝突の危機をばらむ緊張せる空気の一瞬転換を図ったもの」であった。²² ところが、この期に及んで議長だけの片屋だけは鈴木支持に方針転換する動きを見せたため、これまでと同じく一致結束を図るためにも片屋を離反させないよう躍起になった。²³ さ

らに同日、再び主導権を握りたい民政党は声明書を發表して井上元市長、次いで青木を擁立するに至った経緯を丁寧に説明し、移入候補者である弱点を打ち消すため中央での実績を強調した。⁽²⁴⁾

第六回銓衡委員会が開かれたのはそれから三日後の十七日のことである。午後一時から始まった委員会（全員出席）ではまず民政党の佐野から政友会が推す鈴木前市長擁立案に不賛成の意向が示され、これまでの経過を説明した上で政友会に対して青木擁立案に同調を求めた。これに対して政友会の小山はこれまで通り鈴木を推すことを繰り返し表明し、両党ともに自派候補者の擁立を主張して譲らない状態が続いたため午後二時、遂に決裂した。⁽²⁵⁾ 二十一日間にわたって繰り返された後任市長問題は候補者の一本化が実現せず、翌日の決選市会で勝敗を決することになった。

2 決選市会

決選市会を迎えるに当たり、『秋田魁新報』は市会では民政党が大多数を占めているものの少数の政友会に中立の多くと民政党の片屋が合流するため青木と鈴木の間は僅少の差になるだろうとし、一方の『東京日日新聞秋田地方版』は両派が一八票前後で拮抗しているものの最終的に一から二票差で青木が当選するだろうと予想している。⁽²⁷⁾

決選市会は予定通り十八日午後四時から議員三四名の出席のもと開会した（欠席一名＝三浦）。はじめに野口から銓衡委員会の経過および結果が「円満協議裡に市長候補者を銓衡すべく委員会を開くこと六回に及んだが、遂に協議出来ず甚だ遺憾である。委員会では青木氏を推した者六名、鈴木氏支持三名、青木氏不同意一名、賛否を表示されない者一名であった」と報告された。これに対してすぐさま社会大衆党の古沢が発言を求め、銓衡委員会で後任市長を決定できなかったことは遺憾であるとし、もし決選投票に持ち込んだ場合、自分と中立の佐々木がキャスティングボートを握っているとまず見得を切った。その上で民政党に対して青木市長誕生の本気度を質したところ「民政派の十五

人の人々が私に其の際に於ける市議の辞表を托された。斯様な決心であれば私も賛成である」として青木擁立案に同調した。さらに、できることなら政民協調の上で青木を迎えるべきだとして再度の「銓衡委員付託」の動議を提出した。

片屋議長はすぐさまその賛否を問い、起立した二四名の賛成多数により新たな銓衡委員会の設置が決まった。さらに、委員として江畑、佐々木、古沢、小貫、辻、小山、栗原の七名を指名し、四時五〇分までの市会休憩中に協議するように求めた。七名の委員は別室で協議を行ったが、鈴木を推した者は一名、残り六名は決選を主張したためわずか一〇分余で委員会は閉会した。ここで興味深いのは再度の委員会設置を要求した古沢自身も決選を主張していることである。続開後、江畑から委員会の経過および結果が報告され、直ちに決選投票に入った。片屋議長は立会人に酒井と佐藤（末）を指名し、物々しい空気の中で投票が行われた。開票結果は次の通りである。

◎当選 青木得三 一八票

次点 鈴木安孝 一六票

わずか二票の僅差で青木が当選を果たした。青木には民政党議員一六名と社会大衆党の古沢と中立の佐々木が投票したのに対し、鈴木には政友会議員一名全員と中立三名、それに民政党の片屋と吹浦が党の方針に離反して投票した。敗北した政友会議員が続々と退場する中で、酒井の動議で青木への就任交渉委員として片屋、野口、岡部、佐藤（末）、佐野、酒井、江畑の七名を選出して午後五時二〇分に閉会した。⁽²⁸⁾

当選した青木は五四歳で、明治四十二年に東大法科を卒業後、翌四十三年大蔵省に入り専売局参事、外務省事務官、大蔵省主税局長、横浜税関局長などを歴任して昭和四年に退職し、この時は法政大学講師の立場にあった。⁽²⁹⁾

3 青木の辞退



青木得三
〔『秋田魁新報』
昭和13年11月19日2面〕

青木の当選に対して『秋田魁新報』は「青木の受諾を期待す」と題した論説を掲載し、はじめに「今回の市長選挙に際し、政党的対立に出発せるが如き感じを市民に与へてゐるのは遺憾であるが、然し、各派が、秋田市の現在並に将来に深く思ひを致した時、より有力なる市長候補物色に非常な苦心を費やし、独り市会議員のみならず、市政の賛成を得るために心を砕いたことを認め得る」と有能な市長を選考するために紆余曲折があつたことはやむ得ないとした上で、「青木氏の受諾を期待して推した議員の大多数は、万一不承諾の場合には辞表を提出して、その不明を市民に謝するの決意と誠意を示して居り、選挙の結果を告ぐるに及んでは、反対派はまた受諾交渉委員を加えてゐる以上は、郷土のために青木氏の受諾を期待すると共に、交渉委員の誠意ある態度を以てこれに当ることを望む」と青木市長の誕生に期待感を示した。⁹⁰

ところが当の青木は当選直後、「反対者が十六人もあるのでは勿論就任するもしないも問題外です。それに時局において政民両派が市長選挙を争ふといふことは私としては非常に嫌ひです」と全会一致で選出されていないことを理由に受諾の意志がないことを表明した。この事態を受けて中立の江畑は二十日に民政党の酒井・野口・佐野、翌二十一日には政友会支部を訪問して青木当選の白紙撤回を求めた。⁽³¹⁾

各党の対応がはつきりと定まらないまま二十四日から青木への受諾交渉が始まり、この日の午後三時半から横浜市鶴見の潤光学園で民政党の佐野、酒井、野口が非公式に一時間にわたった交渉を試みたが、青木は改めて全会一致でなければ受諾しないことを言明した。⁽³²⁾一方、反青木の立場を取る政友会の佐藤（末）・小山・小西と中立の江畑は翌二十五日午後三時に青木と会見し、はじめに小山から政友会が青木擁立案に反対している理由は鈴木前市長以外に適任者がいないためであることが伝えられ、さらに佐藤（末）からは「秋田市民は青木氏の就任を賛成してゐない」とはつきりと就任辞退を要求した。報道によればこれに対して青木は鈴木前市長の推薦に賛意を示したとされる。⁽³³⁾午後七時半からは岡部以外の交渉委員六名が青木を訪問して正式に受諾交渉を行ったが、前日と同じ態度の青木は「時局柄平和にやつていきたい次第だが、自分は適任でないと思ふ。鈴木さんに会つて貰ひたい。又自分も鈴木さんを考慮せずに常識として第三者を選び出すことも一方法ではないかと思ふ。諸君も能く一応考へ直して貰ひたい」とあくまで受諾を拒否した。⁽³⁴⁾二十六日には青木の勤務先である法政大学で再度の交渉が試みられたもののお互いの主張は平行線をたどりついに交渉は決裂した。⁽³⁵⁾

後任市長問題は十一月二十九日の秋田県会通常会（五日目）でも取り上げられた。一般質問の壇上に立った佐藤全之助は「私はこの際、秋田市長選挙問題の是非を論ずるものではないが、県が事前に適当なる処置をとつたなら問題をこゝまで導かなくてもよかつたのではないか」と県に対して責任の所在を追及したのに対し、佐々木芳遠^{よお}知事は

「秋田市長問題に対する監督権の発動は相当考慮を要するが選挙は合法的である——問題は当選した人が就任するかどうかである。世間で色々取沙汰されてゐるのは要するに内部的なことである。従つてこの問題は今暫く静観することゝが適当と思はれる」と市長不在の状態はそれほど長期化しないだろうという予想の下に、今のところこの問題には関与しない方針を示した。³⁶ 十二月七日には起死回生を狙つて県に打開策を見出してもらおうと政友会の小山と中立の高橋が「青木得三氏を当選せしめるためその就任承諾を条件に多数議員が辞表を二名の議員と交換し右二名をして青木氏に投票せしめたのは市制第九十条三項に悖る」という理由から佐々木知事宛に「市長選挙取消命令陳情書」を提出したが、県に対応の義務はないとしてただ受理するに止まつた。³⁷

結局、青木から市長受諾の返事が到着しなかつたことから九日に承諾期限を迎え当選の効力を失つた。この異例の事態に直面して『秋田魁新報』は「三者共に罪有り——秋田市長問題——」と題する論説の中で、民政党に対しては「青木氏が受諾しないからとて、連袂辞職しては、益々市長選挙を延引混乱せしむることは明瞭たるべき事柄であるにも拘はらず、辞表交換は公人として軽率たるそしりを免れない」、政友会に対しては「堂々戦つて敗れた以上は、自治体発展のために、争ひを将来にのこさぬ態度に出なければならぬ。敗れたが故に、報復手段に出るに於ては、際限がない」、そして青木に対しては「観測区々たる態度を示さず、無回答失効の自然消滅に待つが如きをさげ、当選告知書を発送せる市長代理者に対して明瞭に意思を表示するべきであつたのである。青木氏の決定的意思表示は、早ければ早いほど、この問題は早く片づいたのである」と三者の責任の所在を追及するとともに、青木に代わる新たな市長候補者を早期に選出するよう注意喚起した。³⁸

さて、青木の受諾拒否によつてそれまで静観の姿勢を取つていた県は市長不在の状態が長引くことを予想して、市制第六十四条の規定に基づいて事態打開のために地方課長の武末辰雄を十日付で秋田市長職務管掌として派遣する

ことを決定した⁽³⁹⁾。武末は十三日午後四時から民政党と政友会の主要議員六名を市長室に招いて市長選紛糾のいきさつを聴取し、それを踏まえた上で両派に妥協を提案したがその軋轢は一向に融けず何ら成果が得られないまま散会するに至った⁽⁴⁰⁾。

三 村地信夫の選出

1 銓衡委員会の再設置

青木が市長受諾を拒否したことで後任市長問題は再び振り出しに戻ってしまったことになるが、その選出をめぐる市会の構成は民政党が中立の佐々木を入れて一七名、政友会が民政党を脱党した片屋と深浦、中立の高橋と江畑を入れた二六名となり、両派の対立が一層鮮明となった⁽⁴¹⁾。

十六日、民政党議員一七名から市会招集の請求が出され、四日後の二十日に再選市会を行うことになった⁽⁴²⁾。民政党は新たな候補者を現職の市会議員の中から選定することを決定し、「野口氏は青木問題の責任を感じて絶対起意なく、人格者として知られてゐる佐野氏要望の声もあるが起意ないらしく、結局酒井氏が依然有力視」された。決選前日の十九日夜には両党ともに支部で会合が持たれ、民政党は最終的に酒井市議、政友会は鈴木前市長を推すことを確認した⁽⁴³⁾。

再選市会は二十日午後四時に開会する予定であったが、始まる前から議場の雰囲気はすこぶる険悪で満員の傍聴席からは「われわれの市長として恥ぢざる人物を選べ」などヤジが飛び交い、さらに三時五〇分頃には議席番号一八番の栗原（政友会）が一九番の松村（民政党）を突然二、三発殴りつけるなど腕力横行が発生したため事態を重く見た

片屋議長は秋田署に警官数名の出勤を要請し、嚴重な警戒の下で三二名の議員が出席して三〇分遅れて開会した（欠席二名⁽⁴⁴⁾ 佐々木、三浦、欠員二名）。ところが、酒井市長誕生のキーパーソンと目された中立の佐々木が一向に姿を見せず、不審に思った片屋議長は議事録署名員の指名後に機転を利かせてすぐさま休憩を宣告してその到着を待った。休憩中に政友会は「銚衡委員説」を民政党に提示して持久戦に持ち込む構えを見せたが、当の民政党は市会招集を請求した手前から「即戦即決」を主張して一切取り合わず佐々木欠席のまま午後六時二五分に再開した。はじめに江畑が登壇して「互に党派心をとり去つて真の意味から市民の代表なる市長を選ぶため」に七名の銚衡委員に付託する動議を提出した。すぐさま採決が行われたものの賛成と反対が一六票ずつで同数となり、政友会に動いた片屋議長の裁決で銚衡委員会の再設置が決定し、六時四五分に散会した。当初、民政党が描いた再選市会のシナリオは中立の佐々木の支持によって一七票を獲得した酒井が新市長に選出されるというものだったが、政友会の軟化工作によって佐々木が欠席したために民政党の思惑はあっけなく頓挫してしまった。⁽⁴⁵⁾

新たな銚衡委員に指名された議員は次の通りである。

◆ 民政党（四名） 〓 片屋永之助、野口周治郎、佐野良太郎、飛田権太郎

◆ 政友会（二名） 〓 小山章、岡部秀温

◆ 中立（一名） 〓 江畑顕

第一回銚衡委員会は二十三日午前一〇時から七名全員が出席して開かれたが、候補者選定の具体的方法については一切触れられず、円満解決して市長を銚衡しようという抽象的申し合わせ程度で終了したために、解決策の決定は年明け以降に持ち越した⁽⁴⁶⁾。

第三回銚衡委員会は翌昭和十四年一月九日午後三時から開かれ（七名全員出席）、大きな決断として両党共に自派候

補者の擁立を断念し、第三者の適任者を物色して委員会に持ち寄ることになった。⁽⁴⁷⁾

県都である秋田市が市長問題で混乱している最中、十一日の閣議で秋田県知事の交代人事が決定し、厚生省体力局長に転任する佐々木知事の後任として北海道総務部長の留岡幸男が第三八代秋田県知事に就任することになった。⁽⁴⁸⁾

留岡知事は二十二日に着任し、次のような談話を発表した。⁽⁴⁹⁾

秋田市には県から職務管掌を派遣してゐる様に聞いてゐるが、高工誘致に躍起となつてみる、旭川市も市長欠員でこの運動に非常な不便を感じてゐる様な事情にあるし、市長の居らぬことは何かに不便だ。円満に早く決めて欲しいと思ふ。

十五日には政友会支部協議会において市長選への対応を協議したが、重鎮の栗原を中心に鈴木前市長擁立案が最後まで捨てきれず、新候補者擁立についての意見がまとまらなかったことから銚衡委員会の開催は延期となつた。⁽⁵⁰⁾ この間、民政党から交渉を一任された貴族院多額納税者議員の辻と政友会の栗原による妥協工作が断続的に行われ、栗原は「辻さんの話しは尤もだと思ふのでせいぜい努力してゐる。現在居らない人もあるのでこちらの話は未だ確かり決まらない。世間では鈴木前市長を私が飽までも支持して民政派と対抗させてゐるやうに思つてゐるが決して左様なことはない。市将来のために此際協調の方針で進みたい」と秋田市経済界の総帥である辻の手前、両党に無関係な新たな候補者の擁立に前向きな姿勢を示した。⁽⁵¹⁾

第五回銚衡委員会は二十七日午後三時から七名全員が出席して開かれたが、政友会で板挟み状態に陥つた栗原が辻との協調が果たせなくなったとして辞意を漏らし始めたため協調が全く進まず散会するに至つた。⁽⁵²⁾

それから三日後の三十日午後五時から第七回銚衡委員会が開かれたが（七名全員出席）、開会直後に江畑と小山が「出席し得ないものがある」として突如退席し、五名で協調を続けたものもはや意見の一致は不可能との結論に達

したため交渉は決裂し、二月二日の再決選に持ち込むことになった。⁽⁵³⁾ところがこの江畑と小山の欠席が思わぬハプニングを生み出すことになる。

2 再決選市会

さて、再決選を目前に控え、政民協調の候補者として突如県庁内部から名前が挙がったのは大正十一（一九二二）年十月から一年八カ月余秋田県警察部長を務めた元滋賀県知事の村地信夫である。⁽⁵⁴⁾村地の擁立に当たってはまず秋田県での在職経験があることと滋賀県知事時代の実績が評価されてであることは言うまでもなく、県が秋田市に助け船を出したことに他ならない。

民政党は依然として酒井擁立を標榜しながらも政友会との妥協が成立するのであれば村地推薦も選択肢の一つとする動きを見せたのに対し、政友会はあくまで鈴木前市長の擁立にこだわり続け、ついには三十一日夜になってその当選の見込みが立たないことから連袂辞職の動きを起した。ところが、政友会の栗原と稲見は翌二月一日午前十一時半頃に武末市長職務管掌の下を訪れて突如として辞表を提出したのである。紛れもなく他の政友会議員の先手を打って辞職することでその封じ込めを図ったことは明らかであるが、重鎮を失った政友会はまさに支離滅裂状態に陥った。辞職の理由について、栗原は「両派の妥協に乗出して努力したが自派並に中立が遂にこれに反対を表明するにいたり面目丸潰れとともに円満解決を遂げ得なかつた責任を負ふ」として辻に対して責任を取ったのに対し、稲見は「辞職の理由はお察し願ひたい。とくに栗原氏と行動をともしたものではなくはからずも一緒になつたに過ぎない。また辞職については同志を誘ふべきものでもないから単独行動をとつたものである」と決して栗原に同調して辞表を提出したものではなく単独行動であることを強調した。⁽⁵⁵⁾同夜、民政党は高西旅館に議員一六名が出席して候補者の最

終選定を行い、全会一致で村地推薦を決定するとともに足並みが乱れた政友会内で協調派と目されている岡部と千浦、それに再選市会を欠席した中立の佐々木と連携を図っていくことを確認した。⁽³⁶⁾

再決選市会は二日午後四時八分に開会し（三一名出席、一名欠席、三浦、四名欠席）、まず議長席を野口副議長と入れ代わった片屋から銚衡委員会の経過が報告された。次いで政友会の小山から三十日の銚衡委員会を欠席（冒頭退席）した理由について二十七日の委員会で野口が重大な失言を行ったためであることが明かされ、さらに中立の高橋が登壇して武末市長職務管掌と片屋議長に対して失言の事実確認とその取消が求められたが、延々と発言が続いたことから片屋議長は四時半に一旦休憩を宣告した。ここで問題となるのは二十七日の銚衡委員会で野口がどのような失言を行ったのかということであるが、新聞報道を見てもその内容は判然とせず要は勝算がないと見た政友会が最終手段として時間稼ぎに打って出たことは一目瞭然である。

その後、再決選市会は午後五時に再開したが、まず片屋議長から高橋の質問に対する答弁は不要であることが述べられ、次いで民政党の深浦と政友会の岡部が議事進行について発言を求めたものの片屋議長はこれを無視して高橋の発言の続行を許したため深浦と岡部が議長の違法を叫ぶ中で高橋が壇上で立ち往生する奇妙な光景が見られた。そのため再開後わずか五分で再び休憩となった。その間に議長をはさんで心を開いて話し合ったことお互いの興奮は収まり、午後五時二十五分に続開した。休憩前に引き続き壇上に上がった高橋は野口の失言問題を取り上げたが、約束の五分が過ぎてても一向に発言を止める様子がないので片屋議長は二度休憩を宣告し、その間に高橋を降壇させた。そして、直ちに開会を宣言して投票と開票の立会人に政友会の小山と小西を指名したが二人ともこれを拒否したため新たに民政党の酒井と中立の江畑を指名して投票を開始した。勝ち目が無いことを悟った政友会議員が続々と退場する異様な光景の中で、一際注目を集めたのは議長の制止を振り切って懐中から紙を取り出して「私は票を投じて辞職

します」と朗読して騒然とする中で議場を後にした小西である。辞職前に投じた小西の一票は有効投票として取り扱われた。開票結果は次の通りである。

◎当選 村地信夫 一九票

次点 鈴木安孝 一二票

一九票を獲得した村地が鈴木に七票の差をつけて当選を果たした。民政党の勝因は議員一六名の結束と政友会の方針に離反した岡部と千蒲、それに中立の佐々木が村地支持に回ったことに他ならない。対する政友会は最後まで鈴木前市長の擁立にこだわり続け、再決選市会を前に欠員を出してしまうなど統制不能状態に陥ったことがこの結果をもたらしたと言える。その後、酒井の動議により村地への就任交渉委員として岡部、佐野、佐々木、深浦、野口の五名を決定し、午後五時五十八分に波乱づくめの再決選市会は閉会した。⁽⁵⁷⁾



村地信夫
〔『秋田魁新報』
昭和14年2月3日2面〕

村地の略歴は次の通りである。⁽⁵⁸⁾

明治廿五年神奈川県生れ、同四十五年東大独法科を卒業し官界に入り和歌山県属を振り出しに累進して鹿児島県理事官、秋田、福岡県警察部長、内務書記官、警保局長高等保安各課長を経て警視庁官房主事となり在任四ヶ年のレコードを作り、滋賀県知事を最後として官界を勇退。万国博庶務課長となり万博無期延期と同時に企画課長に転じて今日に至った。

3 村地市長の着任

再決選市会后、『秋田魁新報』は長期化した市長選挙を五回にわたって検証しているが、「今回の市長選挙程紛糾したことは秋田市として珍しいが鈴木氏が今少し早く断念してゐたらこれ程に長く紛糾をつゞけずに済んだのではなかつたであらう」と鈴木前市長が辻から辞退勧告を受けた十一月中旬がターニングポイントであつたとし、それでもなお明確に不出馬を表明できなかったことが政民両党の対立に拍車をかけたと指摘している。⁽⁵⁹⁾

五名の交渉委員はそろって四日朝上野着の列車で上京し、午前十時から東京会館において村地との会見に臨んだ。市会の情勢と市長選挙の経過を丁寧の説明した上で「大秋田工業都市建設のために氏の努力を要望」した結果、正午、委員の熱意に動かされた村地はついに市長就任を受諾、ここに村地市長誕生の運びとなつた。⁽⁶⁰⁾

村地が第九代秋田市長として着任したのは二月十六日のことである。同日午後四時一三分に開会した昭和十二年度決算報告市会にこの日着任したばかりの村地新市長が上京中の片屋議長に代わつて野口副議長の招きに応じて市長席に起立して新任のあいさつを行つた。⁽⁶¹⁾

私は乏しきを以て秋田市長に選任され本日着任致しました。市長の職責の重大なることは申す迄ありません

が、非常時に際会して益々その重きを加ふることを思ひ自ら省みて甚だ力の足らざることを痛感致します。然し私としては最善を尽して重責に当り市政に対し又国家のために奉公の誠を致したいと覚悟いたしてをります。これがためには皆様の御懇篤なる御支援御援助をお願い致します。最近の秋田市は工場誘致、河川の改修等目ざましい進展振りを示し勃興途上にあると聞いてをります。微力ではありますが力を感じずには張合があると存じます。市議各位と市理事者とが円満にして隔意なき意見の変換をして事に当り秋田市の向上発展を期したいと存じます。今後は私を御鞭撻下さる、やう御願ひ致します。

おわりに

戦時体制にあつても秋田市の会では二大政党の対立が激しく、協調を期待する市民の願いとは裏腹に新市長の選出は容易に達成されなかつた。決選市会で秋田市出身で元大蔵省主税局長の青木得三が民政党の支持を得て市長に選出されたものの全会一致でないことを理由に受諾を拒否したため、トップ不在の状態が長期化することを懸念した県は武末地方課長を市長職務管掌として派遣し事態の收拾に乗り出した。しかし、両党の対立は一向に解消されず七回に及ぶ銓衡委員会での協議もついには決裂し、再決選市会までもつれ込んでようやく新市長に選出されたのは元秋田県警察部長の村地信夫だつた。

民政党は井上元市長・青木・酒井市議・村地と状況に応じて候補者を変更したのに対して、政友会は終始一貫して鈴木前市長を推薦したため、両派の妥協を見出そうと貴族院多額納税者議員の辻兵吉による斡旋が二回行われたものの、鈴木は表面上は協調に賛意を示しつつも最後まで出馬辞退を表明することはなく、このことが大きな要因となつ

て両派の対立に拍車をかける結果につながった。さらに、もう少し早い時期に県が事態の打開に向けてリーダーシップを発揮していれば四カ月間に及ぶ市長不在の状態は避けられた可能性が高いと言える。

さて、村地市政の功績としては昭和十六年四月一日に行われた南秋田郡土崎港町、寺内町、広山田村、河辺郡新屋町の秋田市への編入合併や市営交通事業の拡大などを挙げる事ができる。⁽⁶²⁾人口九万人都市となった秋田市の発展のため卓越したその行政手腕に大きな期待が集まり誰もが長期市政を願っていた矢先、就任から二年八カ月後の昭和十六年十月二十二日午後三時二五分、持病の心臓病と腎臓病の悪化に加えて直前にひいた風邪が原因で急性肺炎を併発し、五日前から自宅療養中とところ急逝した。享年五十三歳。翌二十三日、急ぎよ招集された市会において村地市長に対して哀悼の意を示すとともに市葬を行うことを決議した。二十五日に県記念館で行われた市葬には各界の代表千人が参列した。

村地の急死によつて再び市長不在の状態に陥ったが、戦況のさらなる悪化によりすぐさま後任市長の選出はできなかった。近衛文麿が推進した新体制運動によつて二大政党は昭和十五年夏に解党し大政翼賛会の指導の下、翌昭和十七年には第二十一回衆議院議員総選挙（四月三十日）と秋田市区議員選挙（六月三十日）が実施された。新市会の構成は翼賛政治体制協議会推薦の議員が定数三六名のうち三二名を占め（議席占有率八六・パーセント）、市会における戦時協力体制が確立した。後任市長問題の解決に向けて動き出したのはこの二つの大型選挙が滞りなく終了して以降のことである。八月四日には第一回銓衡委員会が開かれ、「市民の要望にこたへ可及的速かに銓衡することになり、委員会数回を出ずして明朗裡に大秋田市長は生み出されることになった」⁽⁶³⁾のである。さらに、銓衡方法については加藤助吉議長と辻兵太郎副議長、それに郷土の大先輩である在京の町田忠治と水野鍊太郎に一任することになった。その結果、「郷土出身乃至は郷土を理解してゐる大人物」⁽⁶⁴⁾として白羽の矢が立てられたのは北秋田郡阿仁合町出身（現

北秋田市)でつい三カ月前まで京都市長(第一五代)を務めていた加賀谷朝蔵であった。十七日に加賀谷は東京丸の内日本クラブで町田・水野、加藤・辻正副議長と会見して市長就任を内諾した。⁽⁶⁵⁾『秋田魁新報』は論説「秋田市長候補者内定」の中で、まず人選に尽力した町田と水野の功績を高く評価した上で加賀谷市長の誕生を歓迎し、「市民多数の希望する所謂大物市長を迎へる以上は、政党的感念はもとより狭量偏見を一転し以て、大なる度量を以てこれを迎へると、もにすべてを信頼し切つてこれに倚託し、市理事者、市会其他各種機関、市民が渾然一体となつて大秋田市の建設とその振興発展の為今後惜しみなき協力態度に出られんことを望んで已まないものである」と市と市民が一致協力して加賀谷市政に協力することが大秋田市発展のために必要不可欠であることを強調した。⁽⁶⁶⁾市長推薦市会は二十三日午後三時から開かれ(出席三〇名、欠席六名)、満場一致で加賀谷を推薦した。⁽⁶⁷⁾加賀谷が秋田市長に着任したのは十月五日のことである。

戦況の悪化に伴い、市長不在の状態を一日でも早く解消したいという秋田市全体の願いが大紛糾した前回とは大きく異なり、県出身の町田・水野の助力を得ながら加賀谷市長誕生に漕ぎ着けたものである。議会の党派構成が時の政権運営を左右するのはいつの時代においても同じであるが、複選制の下で市会議員によつて選出された市長の市会運営をめぐる苦悩は今以上にあつたのかもしれない。

註

- (1) 「秋田県秋田市長候補者中小泉吉太郎同市長就任ノ件」(国立公文書館デジタルアーカイブ、任A00211100)。秋田市編『秋田市史』第四卷・近現代I通史編、平成十六(二〇〇四)年三月、二九四頁。秋田市編『秋田市史』第十一卷・近代史料編上、平成十二(二〇〇〇)年三月、四六〇～四六二頁。

- (2) 山中永之助氏「近代市制と都市名望家―大阪市を事例とする考察―」(大阪大学出版会刊、平成七(一九九五)年五月)。
田口昌樹氏「明治四四年市制改正に関する一考察―市制改正と市政改革―」(中京大学大学院法科学研究科編『中京大学大学院生法学研究論集』第一五号、平成七(一九九五)年三月、一一七―一四六頁)。同氏「明治二二年市制における執行機関」(中京大学大学院法科学研究科編『中京大学大学院生法学研究論集』第一六号、平成八(一九九六)年三月、四九―七〇頁)。
同氏「『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』にみる明治四四年市制改正(一)」(中京大学大学院法科学研究科編『中京大学大学院生法学研究論集』第一七号、平成九(一九九七)年三月、一一九―二三三頁)。同氏「『大阪朝日新聞』・『大阪毎日新聞』にみる明治四四年市制改正(二)」(中京大学大学院法科学研究科編『中京大学大学院生法学研究論集』第一八号、平成十(一九九八)年三月、九九―一一一頁)。同氏「明治二二年市制と執行機関―名古屋市を事例として―」(同志社法学会編『同志社法学』第四九卷第五号(通巻第二五七号)、平成十(一九九八)年三月、三四〇―三七四頁)。
(3) 阿部慶徳氏「明治二一―四四年市制下における市長と市参事会―秋田市の運用の実態―」(早稲田大学大学院政治学研究科編『早稲田政治公法研究』第一〇九号、平成二十七(二〇一五)年八月、一―一九頁)。
(4) 第一五回秋田市会議員選挙(定数三二六)は昭和十二年四月二十五日に実施され、民政党が一九議席、政友会が一一議席、社会大衆党が二議席、中立が四議席を獲得した。『秋田魁新報』昭和十二年四月二十七日二面。
(5) 『東京日日新聞秋田地方版』昭和十三年九月二十七日八面。
(6) 『東京日日新聞秋田地方版』昭和十三年十月十六日八面。
(7) 『東京日日新聞秋田地方版』昭和十三年十月二十三日八面。
(8) 『東京日日新聞秋田地方版』昭和十三年十月二十五日八面。
(9) 『東京日日新聞秋田地方版』昭和十三年十月二十五日八面。

- (10) 『秋田魁新報』 昭和十三年十月二十六日二面。
- (11) 『秋田魁新報』 昭和十三年十月二十六日二面。
- (12) 『秋田魁新報』 昭和十三年十月二十九日二面。
- (13) 『秋田魁新報』 昭和十三年十月二十九日夕刊一面。
- (14) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月一日二面。
- (15) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月五日二面。
- (16) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月八日二面。
- (17) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十一月十二日八面。
- (18) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十一月十二日八面。
- (19) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十一月十五日八面。
- (20) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月十四日夕刊一面。
- (21) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月十五日二面。
- (22) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月十五日二面。
- (23) 『東京日日新聞』 昭和十三年十一月十五日八面。
- (24) 『秋田魁新報』 昭和十三年十月十五日二面。
- (25) 『秋田魁新報』 昭和十三年十月十八日二面。
- (26) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月十八日二面。
- (27) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十一月十八日八面。

戦時下の秋田市長選挙（伊藤）

- (28) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月十九日二面。
- (29) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十一月十九日八面。
- (30) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月二十一日二面。
- (31) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十一月二十二日八面。
- (32) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月二十五日二面。
- (33) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十一月二十六日八面。
- (34) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月二十六日二面。
- (35) 『秋田魁新報』 昭和十三年十一月二十八日夕刊一面。
- (36) 『秋田魁新報』 昭和十三年十二月一日夕刊一面。
- (37) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十二月八日八面。
- (38) 『秋田魁新報』 昭和十三年十二月十一日一面。
- (39) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十二月十日八面。
- (40) 『秋田魁新報』 昭和十三年十二月十四日二面。
- (41) 『秋田魁新報』 昭和十三年十二月十五日二面。
- (42) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十三年十二月十七日八面。
- (43) 『秋田魁新報』 昭和十三年十二月二十日二面。
- (44) 社会大衆党の古沢は決選市会において進退をかけて青木支持を表明したもののその実現が困難となった責任を取り、十一月二十日に辞表を郵送提出して議員を辞職した。なお、決選市会直前に民政党議員一五名が古沢に辞表を手渡したことに

てその責任を問う声も出始めていたが、町田総裁等が責任不問を唱えてその火消しを図った。『東京日日新聞秋田地方版』昭和十三年十一月二十二日八面。

- (45) 『秋田魁新報』昭和十三年十二月二十一日二面、『東京日日新聞秋田地方版』昭和十三年十二月二十一日八面。
- (46) 『東京日日新聞秋田地方版』昭和十三年十二月二十四日八面。
- (47) 『秋田魁新報』昭和十四年一月十日二面。
- (48) 『秋田魁新報』昭和十四年一月十二日二面。
- (49) 『秋田魁新報』昭和十四年一月二十三日二面。
- (50) 『秋田魁新報』昭和十四年一月十七日二面。
- (51) 『秋田魁新報』昭和十四年一月二十一日二面。
- (52) 『秋田魁新報』昭和十四年一月二十八日二面。
- (53) 『秋田魁新報』昭和十四年一月三十一日二面。
- (54) 『秋田魁新報』昭和十四年二月一日二面。渡部誠一郎著『秋田市長列伝』（秋田魁新報社、平成元年（一九八九）年十一月、二二三頁）は村地へ直接交渉を行った人物として当時秋田県警察部長だった森本雅雄を挙げている。
- (55) 『東京日日新聞秋田地方版』昭和十四年二月二日八面。
- (56) 『秋田魁新報』昭和十四年二月二日二面。
- (57) 『秋田魁新報』昭和十四年二月三日二面、『東京日日新聞秋田地方版』昭和十四年二月三日八面。
- (58) 『東京日日新聞秋田地方版』昭和十四年二月五日八面。
- (59) 『秋田魁新報』「秋田市長五ヶ月ぶりゲームセット―漸くホームイン（五）」昭和十四年二月八日二面。

戦時下の秋田市長選挙（伊藤）

- (60) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十四年二月五日八面。
- (61) 『秋田魁新報』 昭和十四年二月十七日二面。
- (62) 渡部誠一郎著『秋田市長列伝』(秋田魁新報社、平成元年(一九八九)年十一月、二三四～二三五頁)。
- (63) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十七年八月五日四面。
- (64) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十七年九月十二日四面。
- (65) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十七年九月十八日四面。
- (66) 『秋田魁新報』 昭和十七年九月十九日一面。
- (67) 『東京日日新聞秋田地方版』 昭和十七年九月二十四日四面。

(いとう ひろのり・秋田工業高等専門学校非常勤講師)